

会計年度任用職員（休日夜間児童虐待対応支援員）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（児童虐待対応支援員（休日夜間））
採用予定人数	1名
職務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待に関する相談について、児童の居住環境、家庭の状況等に関し、情報収集、調査、記録、整理等に関する業務（児童の移送等を含む） 2 児童の一時保護に関する補助的業務 3 その他、児童虐待相談、防止活動に関して、必要に応じて所属長が指示する業務
応募資格	<p>次に掲げる要件のうちいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した方 2 社会福祉士の資格を有する方 3 精神保健福祉士の資格を有する方 4 保健師の資格を有する方 5 教員免許を有する方 6 警察官としての勤務経験がある方 7 そのほか、上記の各号と同等の能力を有すると認められる方 <p>地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	<p>児童福祉、警察又は学校教育の現場経験のある方 職務遂行上、Word、Excelの基本的な操作ができることが望ましい。</p>
任用期間	<p>令和8年3月31日まで。任用開始日は、令和7年9月1日以降で別途調整。 ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、再度任用の可能性あり</p>
勤務場所	<p>札幌市児童福祉総合センター（札幌市中央区北7条西26丁目） ※勤務場所は敷地内禁煙です。</p>
勤務所属	札幌市子ども未来局児童相談所
勤務日・時間	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務回数 4週間当たり12回を超えない範囲内で所属長が定める。 2 勤務時間 4週間を通じて1週間当たり29時間45分を超えない範囲内で所属長が定めることとし、1回当たりの割振りは次のいずれかから所属長が定める。 (1) 日勤（7時間45分） 8時45分から17時15分まで (2) 遅番（7時間45分） 13時00分から21時30分まで （日曜・土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日に限る） (3) 夜勤（11時間00分） 20時30分から翌日9時00分まで 3 休憩時間 (1)及び(2)の場合 勤務時間の途中に45分 それ以外の場合 翌日0時00分から9時00分の途中に90分 4 休日 4週間当たり8日以上割合で所属長が定める日 ※時間外勤務を命ずる場合あり
給与	<p>時間額 1,588円（地域手当を含む） ただし、午後10時から翌日の午前5時までの時間帯に正規の勤務を行う場合（上記の「夜勤」を行う場合）には、当該時間帯の勤務に対して「夜間勤務手当」（勤務1時間毎に、1時間当たりの給与額の25/100に相当する額）が支給されます。</p>

	※上記の金額は令和7年7月時点のものですが、給与改定等により採用時に、変更されることがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末手当（任期6カ月以上が対象）等有 ※支給要件有
休暇	年次休暇（任用当初から付与）、特別休暇、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有）
福利厚生	不加入
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	1 応募受付期間：令和7年8月1日まで 2 面接日程：令和7年8月8日まで 3 合否決定時期：令和7年8月22日まで 4 応募方法：上記の受付期間までに写真付き履歴書(※)を下記まで持参または郵送 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目 児童福祉総合センター 札幌市子ども未来局児童相談所緊急対応課 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員（児童虐待対応支援員（休日夜間））履歴書在中」と朱書き
個人情報の 取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。